

原発事故子ども・被災者支援法に基づき、  
全ての被害者の生活の質の回復を求める決議

1 福島原発事故の深刻な被害

2011年（平成23年）3月11日、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「福島原発事故」という）が発生し、日本史上まれにみる大規模な公害被害が惹起された。福島県をはじめとするきわめて広範な地域に甚大な放射性物質が降下し、その被害は長期間継続し、かつ、被害地域の自然環境、経済、文化、コミュニティーなどを根本から徹底的に破壊する深刻なものとなった。

事故から約2年が経過した今もなお、除染作業は著しく停滞した状況にあり、十数万人もの福島県民が県内の他地域または県外における避難生活を強いられ、避難先における住環境、就労先、通学・通園先等の確保、移動に伴う負担等のため、さまざまな心理的・肉体的・経済的負担を余儀なくされている。また、避難の有無にかかわらず、福島原発事故後も福島県内に生活する極めて多数の福島県民は、目に見えぬ低線量放射線被ばくの恐怖と謂れなき差別への不安による心理的負担や、放射線防護のための心理的・肉体的・経済的負担等を余儀なくされている。福島県民をはじめとする福島原発事故被害者は、程度の差こそあれ、事故以前と比すれば、生活の質の低下を余儀なくされ、その被害は今もなお回復されたとはいえない。

2 支援法の基本方針策定にあたっての基本的視点

かかる福島県民をはじめとする福島原発事故被害者の苦境に鑑み、いわゆる議員立法により、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下、「支援法」という）が、2012年（平成24年）6月21日に成立した。

支援法には、福島原発事故により被害を受けた住民に対し、その一人一人が、「支援対象地域に居住する」、「他の地域に移動する」、「移動前の地域に帰還する」のいずれを選択した場合であっても適切に支援していくという基本理念のもと、福島県民が切望してやまない除染や医療支援などについて盛り込まれており、今もなお原発事故の影響に苦しむ多くの被害者にとって一筋の光明というべきものである。

もっとも、支援法はあくまで理念法にすぎず、これに基づく具体的な施策の内容が充実しなければ、絵に描いた餅となりかねない。

そして、具体的支援策の前提となる支援法の基本方針を策定するにあたっては、福島原発事故の被害の実態が、広範囲かつ長期間にわたり、被害者に心理的・肉体的・経済的負担を強いる極めて深刻なものであって、被害者の多くが将来へ強い不安を抱いていることを十分に踏まえた上で、被害者それぞれが、自己決定権に基づく生活の選択と、その選択を前提とした生活の質の回復とを実現するに足る長期

的かつ継続的な充実した支援を実施することが、基本的視点として据えられるべきである。

### 3 支援対象地域を広く指定すること

これを前提とすれば、まず、支援対象地域については、広範囲に定めるべきである。

福島県においては、福島原発事故以来、実際の放射線量にかかわらず、残念ながら、「福島県」であるというだけでいわゆる風評被害が発生し、「福島県民」であるというだけで謂れなき差別を受ける事例も後を絶たない。また、たとえ比較的「低線量」であっても、従来空間線量よりも放射線量が増加している以上、程度の差こそあれ、そのことに対する健康等への不安は免れない。

かかる現状の下、ある地点の放射線量の多寡にこだわって厳格な線引きをすることは、こうした被害の実態にそぐわないものであり、また、さらなる県民の分断を招き、地域全体における安定した生活の質の回復を妨げることとなる。

以上に鑑みれば、支援対象地域については、原発事故による被害が発生している地域を広く指定し、少なくとも福島県は全域を含むものとすべきである。

### 4 安定性をもった支援の実施

次に、支援対象地域は、短期間のうちに変更・縮小されるようなことがあってはならず、広範囲にわたって抜本的な除染と生活環境の原状回復がなされるまで、長期的かつ継続的な支援が、安定性をもって行われなければならない。

ある地点での放射線量の減衰のみを捉えて支援対象地域の範囲を変更・縮小することは、前述の福島原発事故による被害の実態にそぐわないものであるし、仮に、支援対象地域が短期間のうちにしばしば変更・縮小されるようなことになれば、住民の立場は著しく安定を欠き、到底、安心して今後の生活設計を選択することなどできなくなってしまうからである。

また、降下した放射性物質による被害が、事故直後のみならず長期間にわたって発生し続けることからすれば、支援の対象となる「被災者」には、支援対象地域において、今後、新たに出生する子どもたちや、新たに居住する人々についても、当然に広く含まれると解するべきである。

他方、支援対象地域から地域外に避難した人々についても、本来事故がなければ避難をするという選択をする必要がなかったことに鑑み、従前の生活と同レベルの生活を回復、維持することができるよう、支援対象地域で居住する被害者と同様に、長期的かつ継続的な支援の実行がなされるべきである。

### 5 個別の具体的施策

被害者それぞれの自己決定権に基づく生活の選択を前提とした生活の質の回復を実現するため、支援法に基づく個別の具体的施策については、①除染を効果的かつ速やかに実施するための仕組みの整備、②ライフラインや町並みの復旧が未だ進

まない旧警戒区域等への帰還のための支援、③放射線防護（外部被ばく及び内部被ばくの回避）のための適切な検査及び情報提供、④被ばくによる将来の健康影響に対する予防対策としての定期的かつ長期間にわたる健康管理（精神面の健康も含む）、⑤被ばく回避措置と子どもの発達権保障（子どもの権利条約第6条）との両立を実現するための支援、⑥支援対象住民が支援対象地域から他の地域へ移動することを選択した場合（支援対象地域内での移動も含む）の支援等、求められる項目は極めて多岐に亘る。

いずれの項目についても、被害の実態に即して、漏れなく、支援対象住民の生活の質を回復するに足りる、具体的な施策が策定され、実行されるべきである。

#### 6 支援対象住民の意見の反映

そして、これらの具体的施策をかかると効果的なものにするためには、なによりもまず、支援対象住民の支援に対するニーズを把握することが重要であり、その意見を反映するために必要な措置が十分講じられなければならない。

具体的には、支援対象地域の実態調査と支援対象住民に対する意識調査を継続的、定期的実施するとともに、住民に対する充実した情報提供と住民意見の聴取、各施策に関する相談や、不安・疑問の解消等を目的とする「子ども・被災者支援法専門窓口」を各地に設置するなどして、支援対象住民の意見の反映や、状況の推移により新たに必要となる施策等への対応に努めるべきである。

#### 7 よって、福島県弁護士会は、原発事故子ども・被災者支援法に基づき、全ての被害者の生活の質の回復を実現すべく、国に対し、以下のことを求める。

- ① 支援対象地域を広く指定し、少なくとも福島県全域を含むものとする。
- ② 支援対象住民に対する支援は、長期的かつ継続的な安定性をもったものとする。
- ③ 除染、帰還、放射線防護、健康管理（精神面の健康も含む）、子どもの発達権保障、避難支援等、多岐に亘る項目について、漏れなく、具体的な施策を策定し実行すること。
- ④ ③の具体的施策を効果的なものとするため、支援対象地域の実態調査、支援対象住民の意識調査を継続的、定期的実施し、専門窓口を各地に設置するなどして、支援対象住民の意見の反映や、状況の推移により新たに必要となる施策等への対応に努めること。

2013年（平成25年）2月16日  
福島県弁護士会

## 提案理由

### 第1 はじめに

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下、「支援法」という）が、2012年（平成24年）6月21日に成立した。

支援法には、福島原発事故により被害を受けた住民に対し、その一人一人が、「支援対象地域に居住する」、「他の地域に移動する」、「移動前の地域に帰還する」のいずれを選択した場合であっても適切に支援していくという基本理念のもと、福島県民が切望してやまない除染や医療支援などについて盛り込まれており、今もなお原発事故の影響に苦しむ多くの被害者にとって一筋の光明というべきものである。

もっとも、支援法はあくまで理念法にすぎず、これに基づく具体的な施策の内容が充実しなければ、絵に描いた餅となりかねない。

当会としても、今なお福島原発事故の甚大な被害にあえぐ福島県の復興及び福島県民の救済のため、支援法が極めて有意義な法律であると考え、その具体的な施策の実現等のために、2012年（平成24年）10月13日の福島フォーラムにおいて基調報告を行い、同年11月20日に支援法の支援対象地域に関する会長声明を発出するなどの取り組みを行ってきたが、今年の政権交代に伴う予算編成のずれ込みにより、未だ支援法の基本方針も定まらない状況にあることから、今般、平成24年度定期総会に支援法の基本方針に関する決議案を上程する次第である。

### 第2 福島県における住民被害の実情

#### 1 はじめに

2011年（平成23年）3月11日の福島原発事故の発生により、日本史上まれにみる大規模な公害被害が惹起された。福島県をはじめとする極めて広範な地域に甚大な放射性物質が降下し、その被害は長期間継続し、かつ、被害地域の自然環境、経済、文化、コミュニティーなどを根本から徹底的に破壊する深刻なものとなった。

事故から約2年が経過した今もなお、除染作業は著しく停滞した状況にあり、十数万人もの福島県民が県内の他地域または県外における避難生活を強いられ、避難先における住環境、就労先、通学・通園先等の確保、移動に伴う負担等のため、さまざまな心理的・肉体的・経済的負担を余儀なくされている。また、避難の有無にかかわらず、福島原発事故後も福島県内に生活する極めて多数の福島県民は、目に見えぬ低線量放射線被ばくの恐怖と謂れなき差別への不安による心理的負担や、放射線防護のための心理的・肉体的・経済的負担等を余儀

なくされている。福島県民をはじめとする福島原発事故被害者は、程度の差こそあれ、事故以前と比すれば、生活の質の低下を余儀なくされ、その被害は今もなお回復されたとは言えない。

## 2 放射性物質の降下による汚染と除染の実施の状況

福島原発事故による放射性物質の拡散と降下により、福島県内は生活圏、農地、森林を問わず広く放射性物質により汚染され、県内59市町村のうち7町村全域及び4市町村の一部が「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「放射性物質汚染対処特別措置法」という）上の汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域に指定され、41市町村が汚染状況重点調査地域に指定されている。

しかし、福島県が2012年（平成24年）6月に発表した「福島県復興計画（第1次）進捗状況」によれば、現に実施された除染としては、学校の除染（県立学校30校で校庭表土除去、市町村立学校597校で校庭表土除去、私立学校133校で校庭表土除去）を挙げることができるものの、その他は面的除染、道路の除染、農地の除染、山林の除染のいずれをとっても除染はほとんど進んでいない状況と言わざるを得ない（2012年（平成24年）12月に発表された福島県総合計画「ふくしま新生プラン」によれば、2012年（平成24年）9月末現在における市町村除染地域における住宅除染の進捗率（計画戸数に占める実績戸数の割合）は僅か6.2%にとどまる。）。

これは、除染に伴い生じる放射性廃棄物の中間貯蔵施設の整備をめぐる議論が停滞し、県内全域で仮置き場の設置が進んでいないことが原因の1つであると考えられる。

## 3 住民の避難状況等

2012年（平成24年）12月17日福島県避難者支援課発表による「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第813報）」によれば、避難指示、勧告及び自主避難による避難者の合計は、県内への避難が98,280人、県外への避難が57,954人、合計156,234人とされている。これは、原子力発電所事故前の福島県の推計人口である2,029,064人（平成22年10月1日現在）の約8%に相当する規模である。

また、福島県子育て支援推進本部会議資料によれば、東日本大震災に係る子ども（18歳未満）の避難者数は合計30,109人（うち県内への避難が12,214人、県外への避難が17,895人。2012年（平成24年）4月1日時点、市町村が把握している人数）とされていることや、2012年（平成24年）3月8日福島県企画調整部統計調査課発表による「福島県の推計人口（福島県現住人口調査年報）平成23年度版の概要」（以下「福島県現住人

口調査年報」という)によれば、福島原発事故前後の社会増減について、0～4歳の年齢区分において前年度同期間よりも著しく転出超過に陥っており、また、男女別では、特に25歳～34歳の年齢区分において、女性の転出超過の比率が男性よりも高くなっているとされていることなどから、とりわけ、将来を担うべき子どもたちにおいて甚大な被害が生じているものである。

更に、以上はあくまでも県あるいは市町村が把握している人数に基づくものであり、実際には県あるいは市町村が把握していない避難者が相当数存在するものと考えられる。

そして、避難により、多くの住民が、世帯分離を余儀なくされたり、家族間に微妙な亀裂が生じたり、健康状態を悪化させるなど(後述の檜葉町調査結果によれば、震災前に比べて健康状態が「かなり悪くなった」、「やや悪くなった」は、あわせて7割弱との結果であった)しており、その心理的、肉体的負担は計り知れないものである。

さらに、いわゆる自主的避難においてよく見られる母子のみまたは父子のみの避難により二重生活を強いられている家庭などは、賠償もほとんど受けられず、生活費だけが増額となり、家計が圧迫されていることが後述の大阪弁護士会調査報告書により明らかになっており、その経済的負担もまた計り知れないものである。

#### 4 福島県内において生活を継続している住民の実情等

かたや、福島県内においては、膨大な数の住民、とりわけ子どもたち(福島県内への避難者を含む)が生活を継続し、支援を必要としていることにも留意すべきである(最新の「福島県現住人口調査結果」によれば、2013年(平成25年)1月1日現在の福島県内の人口総数は1,959,644人、うち0～19歳の人口は352,896人である)。

前述のとおり除染はほとんど進んでおらず、放射性物質により汚染された地域における住民は、大気及び土壌中の放射性物質による被ばく(外部被ばく)及び経口摂取する飲料水、農林畜産物、魚介類中の放射性物質による被ばく(内部被ばく)に対する防護の負担を日々強いられ、それら防護の措置を尽くしてもなお被ばく及び将来の健康被害への不安等を日々抱えながらの生活を余儀なくされている。

また、子どもたちは、大気及び土壌中の放射性物質のため、屋外でのびのびと活動できる環境を喪失し、強いストレスを抱えながらの生活を余儀なくされているほか、保護者らの学校給食における食材に対する不安の声も上がっている。

かかる状況は後述の福島市調査報告書からも明らかである。

#### 5 各種調査結果による被害の実情及び被害住民の意識

- (1) 前述の住民被害の実情について、支援法が想定する「支援対象地域に居住する」、「他の地域に移動する」、「移動前の地域に帰還する」のそれぞれの選択を余儀なくされている住民たちの被害の実情やその思いや不安は以下に紹介する自治体等による住民調査等から明らかである。
- (2) 福島市「放射能に関する市民意識調査報告書」について～「支援対象地域に居住する」住民関連～

福島県内の大都市の中で最も空間放射線量の値が高いと考えられる福島市において、2012年（平成24年）5月に実施され、同年9月に公表された「放射能に関する市民意識調査報告書」（福島市民のアンケート回答3,022通に基づくもの、以下「福島市調査報告書」という）によれば、下記のとおり、多くの住民が放射性物質による被ばくへの不安やストレス、子供の将来への不安、他県からの孤立感等を抱えながら生活していることがわかる。

#### 記

##### ア 外部被ばくと内部被ばくの不安

外部被ばくと内部被ばくについて「大いに不安」「やや不安」との回答が8割以上であり、多くが、自分自身より家族の健康に及ぼす影響に不安を感じているという内容であった。「大いに不安」にのみ注目すると、外部被ばくより内部被ばくの方が深刻な不安材料となっている。

この1年ほどの健康不安の変化については、外部被ばく、内部被ばくとも、不安が「大きくなった」との回答が4割前後あった。一方「変わらない」は約5割で、「小さくなった」は1割に満たない結果となっており、放射能による健康不安は、内部被ばくを中心に深まる傾向にある。

##### イ 原発事故後の心理状態

最も強く抱かれている思いは「原発事故による風評被害は深刻だ」であり、「いまも思っている」が91.1%、以下同様に「いまも思っている」とする回答について、「福島県の子どもたちの将来が不安だ」が89.1%、「福島県は日本の中で孤立している」が62.3%であった。

一方「自分には安心して何でも本音で話せる相手がない」は、かなり下がり15.1%であり、このことから、個人としての不安感・孤立感よりも、福島に置かれた集団的状況への切迫感を強く感じさせる結果であった。

##### ウ 国・県・市が取り組むべき放射能対策

行政が取り組むべき放射能対策のうち、今後とくに力を入れるべきだと考えるものは、全回答者の73.5%が「市民の健康管理」を、68.4%が「放射能に関する正確な情報の発信」を、66.4%が「除染の実施」

を挙げている。

(3) 大阪弁護士会「大阪府下避難者への避難生活等に関する聞き取り調査報告書」～「他の地域に移動する」を選択した住民関連～

いわゆる自主的避難を選択した方が避難者の大半を占める大阪府下にて、大阪弁護士会災害復興支援委員会が2012年（平成24年）3月から7月にかけて実施した大阪府下避難者聞き取り調査に基づく「大阪府下避難者への避難生活等に関する聞き取り調査報告書」（聞き取り調査実施数86世帯、213名、以下「大阪弁護士会調査報告書」という）によれば、下記のとおり、多くの世帯において世帯分離が生じていること、被害住民の多くが精神面を含めた健康面への不安を抱えていること、避難に伴う経済的困窮状況等が伺える。

記

ア 避難先の居住環境、世帯構成（世帯分離）の状況

避難先住居としては、公営住宅や雇用促進住宅が多く、住宅に関して何らかの支援を受けている人が多いことがわかる。

家族の誰かが地元に残っている世帯が62%に及んでおり、家族が分断されてしまっていることがわかる。

イ 現在の生計状況

給与収入・事業収入・年金のみで生計を賄っている世帯は82件中23件にとどまり、それ以外の方は、貯金の切り崩しや、東京電力からの賠償金、親族からの援助等を合わせて挙げており、経済的自立が容易でない実情が伺える。

就労希望回答29件のうち、現在も求職中との回答が14件に留まり、就労希望がありながら半数が就労できていないことがわかる。

ウ 健康面の不安

精神面を含めた健康面に心配があると回答した人が86%にも及んでいる。

エ 避難生活に伴う経済的負担の状況

避難による生活費・食費の変動について、約8割の人が「増加した」との回答であり、増額の理由については「二重生活」「世帯分離」を挙げる回答が54%を占めた。

オ 現状の避難生活の課題と必要な支援

現在の避難生活で困っていることを聞いたところ、経済面がトップで45件、次いで健康不安、住居の確保、仕事の確保、子どもの教育、人との交流がない、近所つきあいの順であった。

また、今まで受けていた支援の中で今後も継続を求めるものをきいたと



ころ、住宅の無償提供、様々な避難者支援情報の提供、避難者交流会の継続、医療支援、子どもに対する支援、各種基本サービスの無償などが挙げられた。

(4) 檜葉町「警戒区域見直しにともなう檜葉町住民調査」について～「移動前の地域に帰還する」住民関連～

檜葉町は当初、警戒区域（一部は緊急時避難準備区域）に指定されてきたが、2012年（平成24年）8月10日に避難指示解除準備区域に見直され、夜間を除く立ち入りが認められ、町として帰還へ向けた準備段階に入っているものといえる。檜葉町が上記区域見直しにあたり、大規模災害複合研究グループと共同実施し、同年11月14日付で公表した「警戒区域見直しにともなう檜葉町住民調査」の結果（檜葉町民のアンケート回答1,609通に基づくもの、以下「檜葉町調査結果」という）によれば、下記のとおり、多くの住民が、インフラの未整備や除染の未了等の理由から帰還への不安を抱えている状況である。

記

ア 檜葉町にある家屋の被害状況

避難が長期化する中で、8割の住民が「無人のため家が傷んだ」と回答し、約7割が「カビ」、3割が「雨漏り」の被害があったと回答しており、帰還に当たって、一定のリフォームや清掃作業が必要であることが伺える。

イ 檜葉町に通ううえでの問題

檜葉町に通ううえで、7割以上の人が「インフラが復旧していないので不便」（75.1%）、「除染されていないので立ち入りが不安」（71.8%）を問題点として指摘している。

ウ 将来の帰町意思

将来、檜葉町に「帰町したい」人（19.3%）、「できれば帰町したい」人（20.1%）をあわせて4割弱であり、「現実的に考えると帰町は難しい」（34.7%）、「帰町しない・したくない」（13.2%）をあわせると5割弱で、「わからない」は12.8%であった。2011年（平成23年）8月に檜葉町が実施した「檜葉町の復興に向けた町民アンケート」において、約7割の人が「戻りたい」と回答したのと比較すると、帰町意思がある人の割合が大きく減少している。

エ 帰町するか否かの判断で重視すること

「除染」が66.1%、「原発事故の収束」が61.0%である。「ライフライン」は52.4%となっている。帰町するか否かの判断で重視することは、帰町の意思の有無で異なる傾向を示している。帰町意思がある人は「除染」「ライフライン」「商店や病院の再開」の順に重視すると回

答する人が多くなっているのに対し、帰町意思が薄い人は「原発事故の収束」「除染」「ライフライン」となっている。

#### オ 16歳未満の子や孫の帰町について

16歳未満の子や孫がいる人で、将来、子や孫に檜葉町に住んでもらいたいと「思う」人は8.6%で、「思わない」は67.5%、「どちらともいえない」は24.0%であった。帰町意思別では「帰町したい」人で子・孫に住んでもらいたいと回答した人は21.9%であった。自身が檜葉町に帰町するとしても、将来世代には檜葉町に住んでもらうことを積極的に望めない（もしくは望まない）人が多く、原発事故が町の将来世代の帰町にもたらすだろう影響の大きさが伺える。

### 第3 支援法の基本方針策定にあたっての基本的視点

前述のとおり、支援法はあくまで理念法にすぎず、これに基づく具体的な施策の内容が充実しなければ、絵に描いた餅となりかねない。

したがって、具体的施策の前提となる支援法の基本方針の策定が極めて重要であるところ、この策定にあたっては、福島原発事故の被害の実態がこれまで述べてきたとおり、広範囲かつ長期間にわたる極めて深刻なものであり、被害者に心理的・肉体的・経済的負担を強いるものであり、被害者が将来へ強い不安を抱いていることを十分に踏まえた上で、被害者それぞれが、自己決定権に基づく生活の選択と、その選択を前提とした生活の質の回復とを実現するに足りる長期的かつ継続的な充実した支援を実施することが、基本的視点として据えられるべきである。

### 第4 求める事項

#### 1 支援対象地域を広く指定すること

第3の基本的視点を前提とすれば、まず、支援対象地域については、広範囲に定めるべきである。

そして、福島県においては、福島原発事故以来、実際の放射線量にかかわらず、残念ながら、「福島県」であるというだけでいわゆる風評被害が発生し、「福島県民」であるというだけで謂れなき差別を受ける事例も未だ後を絶たない。この点、前述の福島市の調査において、「福島県は日本の中で孤立している」という項目について「いまも思っている」との回答が62.3%もあったことは、これを裏付けるものといえよう。

また、たとえ比較的「低線量」であっても、従来空間線量よりも放射線量が増加している以上、程度の差こそあれ、そのことに対する健康等への不安は免れない。

かかる現状の下、ある地点の放射線量の多寡にこだわって厳格な線引きをすることは、こうした被害の実態にそぐわないものであり、また、さらなる県民

の分断を招き、地域全体における安定した生活の質の回復を妨げることとなってしまう。

以上に鑑みれば、支援対象地域については、原発事故による被害が発生している地域を広く指定し、少なくとも福島県は全域を含むものとすべきである。

なお、支援法は、支援対象地域の指定につき放射線量を基準として掲げているものであるが、法律の性質上、支援対象地域の指定基準を拡大することを禁ずるものではないと解されるものであることから、立法目的を実現するためには、放射線量のみ形式的にこだわるのではなく、これまで述べたような、その地域における生活と環境の回復という視点から柔軟な取り扱いがなされるべきである。

## 2 安定性をもった支援の実施

次に、支援対象地域は、短期間のうちに変更・縮小されるようなことがあってはならず、広範囲にわたって抜本的な除染と生活環境の原状回復がなされるまで、長期的かつ継続的な支援が、安定性をもって行われなければならない。

ある地点での放射線量の減衰のみを捉えて支援対象地域の範囲を変更・縮小することは、前述の福島原発事故による被害の実態にそぐわないものであるし、仮に、支援対象地域が短期間のうちにしばしば変更・縮小されるようなことになれば、住民の立場は著しく安定を欠き、到底、安心して今後の生活設計を選択することなどできなくなってしまうからである。

また、降下した放射性物質による被害が、事故直後のみならず長期間にわたって発生し続けることからすれば、支援の対象となる「被災者」には、支援対象地域において、今後、新たに出生する子どもたちや、新たに居住する人々についても、当然に広く含まれると解するべきである。

他方、支援対象地域から地域外に避難した人々についても、本来事故がなければ避難をするという選択をする必要がなかったことに鑑み、従前の生活と同レベルの生活を回復、維持することができるよう、支援対象地域で居住する被害者と同様に、長期的かつ継続的な支援の実行がなされるべきである。

## 3 個別の具体的施策の策定・実施

(1) 被害者それぞれの自己決定権に基づく生活の選択を前提とした生活の質の回復を実現するため、支援法に基づく個別の具体的施策については、①除染を効果的かつ速やかに実施するための仕組みの整備、②ライフラインや街並みの復旧が未だ進まない旧警戒区域等への帰還のための支援、③放射線防護（外部被ばく及び内部被ばくの回避）のための適切な検査及び情報提供、④被ばくによる将来の健康影響に対する予防対策としての定期的かつ長期間にわたる健康管理（精神面の健康も含む）、⑤被ばく回避措置と子どもの発達権保障（子どもの権利条約第6条）との両立を実現するための支援、⑥支援

対象住民が支援対象地域から他の地域へ移動することを選択した場合（支援対象地域内での移動も含む）の支援等、求められる項目は極めて多岐にわたる。

上記各項目の必要性については以下のとおりである。

(2)ア ①除染に関する施策について

福島原発事故の被害者である福島県民は、原発事故以前の自然豊かな福島県に戻ることを切望してやまない。福島県を含む支援対象地域を従前の環境に戻すための直接的な方法は除染しかありえないのである。

福島市調査報告書によれば、国・県・市が取り組むべき放射能対策のうち、今後とくに力を入れるべきだと考えるものとして、市民の回答のうち66.4%が「除染の実施」を挙げている。

また、檜葉町調査結果によれば、帰町するか否かの判断で重視することとしては、「除染」が最も多い回答（66.1%）とされている。

以上のことから、除染に関する以下の具体的施策を実施することがその生活の質の回復を実現するために極めて重要である。

イ ②旧警戒区域などへの帰還に関する施策について

福島原発事故でもっとも重大な被害を受けた警戒区域・計画的避難区域については、昨年4月以降、区域再編が進められているが、出入りが自由となった避難指示解除準備区域においても、たとえば南相馬市小高区では上下水道の復旧に区域再編から1年近くを要する見込みであるなど、ライフラインや街並みの復旧は遅々として進んでいないのが現状である。

檜葉町調査結果によれば、檜葉町に通ううえでの問題点としては、「インフラが復旧していないので不便」が最も多い回答（75.1%）とされている。また、帰町したいと考えている人が、帰町するか否かの判断で重視することとしては、「除染（70.8%）」に続き、「ライフライン（68.8%）」「商店や病院の再開（51.5%）」が挙げられている。

地震や津波で大きな被害を受けた他地域と比較したとき、長期避難により、復旧・復興のために立ちあがる時機を逸したことの影響はあまりにも大きく、当該地域の住民が置かれている状況の過酷さは、もはや地震・津波ではなく福島第一原発事故に起因するものと言わざるをえない。

かかる状況からの生活再建のため、当該区域への帰還のための十分な支援が必要である。

ウ ③放射線防護（外部被ばく及び内部被ばくの回避）に関する施策について

福島原発事故により、膨大な放射性物質が広範に支援対象地域等にまき散らされ、当該地域の土地・建造物等が汚染された。

そのため、福島県民を初めとする支援対象地域の住民は、土地・建造物等に付着している放射性物質による外部被ばくと、農産品、乳製品、肉、魚介類の食品が含有する放射性物質の摂取による内部被ばくへの不安を抱いている。

福島市調査報告書によれば、放射能汚染に対処する行動として、市民の回答のうち69.9%が「食べ物の線量と産地に気をつけること」を実行していると回答しており、また、同じく58.4%が「線量の高い場所に近づかないようにする」ことを実行していると回答していることから、支援対象地域の住民が放射性物質への尽きない不安と、放射線防護を意識した生活を余儀なくされていることが明らかである。

かかる不安を払拭し、支援対象地域の住民の健康被害の発生を抑制するために、放射線防護に関する施策が極めて重要である。

#### エ ④健康管理に関する施策について

福島市調査報告書においては、被ばくによる自分の健康への影響について、外部被ばく・内部被ばくともに8割以上の人不安を感じており、被ばくによる家族の健康に及ぼす影響について、ともに9割以上の人不安を感じているとの結果であったことが報告されている。

同福島市調査結果によれば、国・県・市が取り組むべき放射能対策のうち、今後とくに力を入れるべきだと考えるものとして、市民の回答のうち最も多く挙げられているものは「市民の健康管理（73.5%）」である。

また、文部科学省の発表（2012年（平成24年）12月25日）によれば、都道府県別の肥満傾向の子の割合について、5～9歳、14歳、17歳で、いずれも福島県が全国で最も高く、原発事故で屋外活動が制限された影響ではないかとみられている。これは、被ばくを回避するための生活習慣の変更等により、新たな健康被害が発生する可能性を示唆しており、この点も看過できない。更に、檜葉町調査結果によれば、檜葉町民の回答のうち、震災前に比べて健康状態が「かなり悪くなった」「やや悪くなった」を合計すると69.4%にものぼり、避難生活による健康被害が既に多く発生している状況が伺われる。

以上によれば、国民の生命と健康を預かる国において、かかる健康不安を払拭し、今後発生する可能性のある被ばくに起因する疾病を抑制し、仮に疾病が発生してしまった場合には適切な処理を執ることが求められ、更に、被ばくそのものによる健康被害に限らず、被ばくを回避するための生活習慣変更や避難生活など原発事故に関連する様々な事象による健康被害の未然防止、早期発見、治療を目的とするきめ細やかな施策を実施する必要がある。

オ ⑤子どもの発達権保障のための施策

前述のとおり、文部科学省の発表によれば、都道府県別の肥満傾向の子の割合について、5～9歳、14歳、17歳で、いずれも福島県が全国で最も高く、原発事故で屋外活動が制限された影響ではないかとみられている。これは、子どもの身体面での発達に対する現実の影響が既に発生していることを示すものである。

また、心が発達する多感な年代であるにもかかわらず、福島原発事故により親や教師などから、「放射能があるから外遊びは駄目だ」「放射能があるから花を摘んでは駄目」などという本来ありえない行動の制限を受ける事例があるほか、報道によれば、子どもに対する謂れの無いいじめや差別がなされる事例も発生していることが伺われる。

更に、檜葉町調査結果によれば、避難による世帯分離や家族間に微妙な亀裂が生じる事例（自由回答の事例）も存在する。

以上のような様々な問題が、支援対象住民たる子どもの心身両面の発達に大きな影響を生じていることが危惧される。

かかる状況に鑑みれば、子どもの発達のための施策について、きめ細やかな配慮の下に子どもの発達を支援する必要がある、その具体的な施策を実施する必要性が極めて高いというべきである。

カ ⑥支援対象住民が支援対象地域から他の地域へ移動することを選択した場合に関する施策

支援対象住民が、他の地域へ移動することを選択した場合には、住居、子どもの通学・通園先、就業先等の生活基盤を移動先で新たに構築しなければならず、その経済的負担の大きさが特に深刻である上、行政において従来、かかる避難を想定して来なかったため、支援対象地域で本来受けられていた行政サービスを享受できないような事態も生じている。また、二重生活を行う家族における週末の交流など、移動にかかる経済的・身体的負担も大きい。

したがって、他の地域へ移動することを選択した支援対象住民について、住宅・教育・就業に関する生活基盤の確保や行政役務の円滑な享受や移動にかかる支援が必要である。

4 支援対象住民の意見の反映

前述の具体的施策にかかる効果的なものにするためには、なによりもまず、支援対象住民の支援に対するニーズを把握することが重要であり、その意見を反映するために必要な措置が十分講じられなければならない。

具体的には、支援対象地域の実態調査と支援対象住民に対する意識調査を継続的、定期的実施するとともに、住民に対する充実した情報提供と住民意見

の聴取、各施策に関する相談や、不安・疑問の解消等を目的とする「子ども・被災者支援法専門窓口」を各地に設置するなどして、支援対象住民の意見の反映や、状況の推移により新たに必要となる施策等への対応に努めるべきである。

第5 よって、福島県弁護士会は、原発事故子ども・被災者支援法に基づき、全ての被害者の生活の質の回復を実現すべく、国に対し、以下のことを求めるものである。

- ① 支援対象地域を広く指定し、少なくとも福島県全域を含むものとする。
- ② 支援対象住民に対する支援は、長期的かつ継続的な安定性をもったものとする。
- ③ 除染、帰還、放射線防護、健康管理（精神面の健康も含む）、子どもの発達権保障、避難支援等、多岐に亘る項目について、漏れなく、具体的施策を策定し実行すること。
- ④ ③の具体的施策を効果的なものとするため、支援対象地域の実態調査、支援対象住民の意識調査を継続的、定期的を実施し、専門窓口を各地に設置するなどして、支援対象住民の意見の反映や、状況の推移により新たに必要となる施策等への対応に努めること。

**子ども・被災者支援法とは**

- ◆原発事故により被害を受けた「支援対象地域」の住民が、「残ること」「避難すること」「戻ること」のいずれを選択しても、これを尊重し、国の責任において、幅広く支援をし、かつ、健康被害を未然に防止する観点から、被災した子どもの生涯にわたる健康診断や、子どもに加え妊婦や胎児について医療費の減免措置を定めた法律。
- ◆「基本方針」において、「支援対象地域」を定め、具体的施策にかかる基本的方向等を定めることとなっている。
- ◆東京電力に対する損害賠償請求では救うことのできない被害の救済を可能とし、福島県を初めとする「支援対象地域」の復興の大きな一助となることが期待される。

**子ども・被災者支援法の基本的視点**

被害者それぞれが、自己決定権に基づく生活の選択と、その選択を前提とした生活の質の回復とを実現するに足る長期的かつ継続的な充実した支援

- ※ 子ども・被災者支援法自体が、「残ること」「避難すること」「戻ること」のいずれを選択してもその自己決定権を尊重している。
- ※ 原発事故により豊かな自然を享受してきた福島県民は、ある者は被ばくの不安に怯え、ある者は避難を余儀なくされ、線量が低くとも風評被害や差別の対象となり、価値観、地域にかかわらず全県民の生活の質が低下したものである。
- ※ 放射線量は急激に低下せず長期にわたる低線量被ばくが想定され、長期的かつ継続的な支援が必要。

**すべての被害者の生活の質の回復**

そのために必要なこと

**支援対象地域を広く設定**

少なくとも  
福島県全域とすべき。

**安定した支援の実施**

- ・支援対象地域を短期間のうちに縮小・変更すべきでない。
- ・今後、新たに出生する子どもたちや、新たに居住する人々についても、支援対象とすべき。

**個別の施策**

- |         |            |
|---------|------------|
| 除染      | 旧警戒区域等への帰還 |
| 放射線防護   | 健康管理       |
| 子どもの発達権 | 他の地域への移動   |

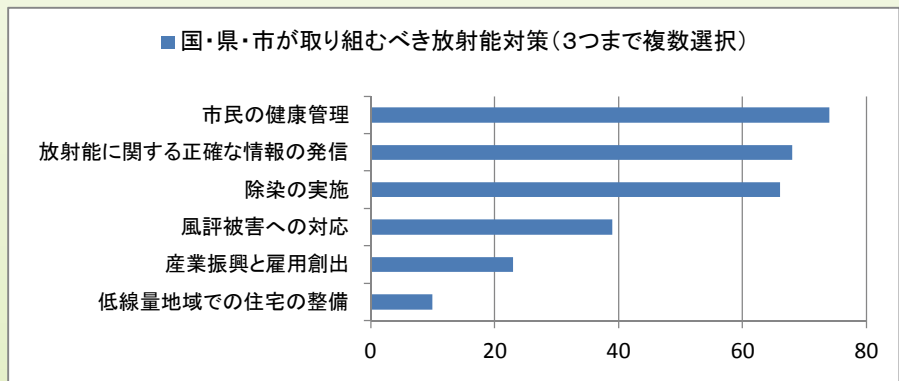
**支援対象住民の意見の反映**

- ・住民意識調査の継続的かつ定期的な実施。
- ・「子ども・被災者支援法専門窓口」の設置。

**◆被害者の声・要望～各種意識調査より抜粋～**

**滞在する住民は・・・**

福島市  
「放射能に関する市民意識調査報告書」  
(平成24年9月)



**避難した住民は・・・**

檜葉町  
「警戒区域見直しにともなう檜葉町住民調査」結果報告  
(2012年11月18日)

